

## 労働契約

### I. 労働契約とは

#### 1. 労働契約

: 他人の労務それ自体の利用を目的とする契約

=契約当事者の一方(労働者)が労務に服することを約束して、相手方(使用者) がこれに対し報酬を与えることを約束する契約(労働契約法(以下、「労契法」)6条)

#### 2. 労働契約の原則(労契法1条、3条1項)

: 労働契約は、労使の自主的な交渉のもとで、労働者及び使用者が対等な立場における合意に基づいて成立し、変更されること(労使対等の合意の原則)

#### 3. 他の役務提供契約との違い—請負契約、委任契約、準委任契約

: ①契約の目的が役務の提供か、仕事の完成か、②相手方からの指揮命令を受けるか、という点で区別されること

### II. 労働契約上の権利・義務

#### 1. 基本的権利義務

##### (1) 労務提供（労働）義務

: 使用者の指揮命令に従って労務を給付する義務

##### (2) 指揮命令権とその限界

###### (a) 使用者による指揮命令

: 労働給付の具体的な内容を決定する使用者の権利

###### (b) 指揮命令権の限界

: 使用者は、労働契約で与えられた範囲を超えて業務を命じ、違法な行為となる業務を命じ、そのほか権利濫用にわたる業務を命じることができない(民法1条3項、労契法3条5項)

例) 就業規則を一字一句違わず書き写すことを命じた事案で、当該書き写し命令は見せしめを兼ねた懲罰的目的からなされたものであり、権利の濫用としたもの(JR 東日本(本荘保線区)事件・最二小判平 8.2.23 労判 690 号 12 頁)、労働者の生命や身体に予測困難な危険をもたらす命令を無効としたもの(危険な海域への出航命令 電電公社千代田丸事件・最三小判昭 43.12.24 民集 22 卷 13 号 3050 頁)

### (3)賃金支払い義務・賃金請求権

：労働者は、労働契約に基づいて労働に従事し、その対価として賃金を受け取ること  
→労働義務を履行してはじめて賃金請求権を得ること(ノーワーク・ノーペイの原則)

## 2. 労働契約の付随的義務

### (1)付随義務とは

：労使間の個別合意にかかわらず、労働契約関係にあることから派生する義務  
＝相手方の利益を不当に侵害しないようにする義務(民法1条2項 信義則)

### (2)使用者の付随義務—安全配慮義務

：労働者の生命身体に危険が及ばないように、事故防止策を講じるなどして労働者に危害が及ばないように配慮すべき義務(判例法理により確立し、現在では労働契約法5条)

#### (a)判例

【判例1】 陸上自衛隊八戸車両整備工場事件・最三小判昭50.2.25 労判222号13頁

「国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(以下「安全配慮義務」という。)を負っているものと解すべきである。」

「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められる」

【判例2】 川義事件・最三小判昭59.4.10 労判429号12頁

「使用者は、……労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務(以下「安全配慮義務」という。)を負っているものと解するのが相当である。」

「使用者の右の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものである」

#### (b)安全配慮義務の内容

：判例上、安全配慮義務の内容は、物的・人的な労働環境を整備する義務にとどまらず、使用者は個々の労働者の労働時間及び労働状況を把握して、その労働者がその過重な労働によって心身の健康を侵害されないように配慮すべき義務を負うこと

※健康状態の悪化を知った場合に労働時間・作業内容の軽減や就労場所の変更などの適切な措置を取るべき義務も安全配慮義務の内容となること

(c)安全配慮義務の適用範囲

：「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間」に適用

→元請会社と下請会社の労働者(大石塗装・鹿島建設事件・最一小判昭 55.12.18 労判 359 号 58 頁、三菱重工業神戸造船所事件・最一小平 3.4.11 労判 590 号 14 頁)、運送会社と備車運転手(和歌の海運送事件・和歌山地判平 16.2.9 労判 874 号 64 頁)など、労働契約以外の当事者にも幅広く及ぶこと

(3)労働者の付随義務

：秘密保持義務、競業避止義務

以上